

会議の名称	令和4年第10回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年10月25日(火) 午後2時から 午後3時5分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第47号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第48号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第49号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間) (4) 第50号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (5) 第51号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (6) 第52号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 第53号議案 農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について (8) 第54号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (9) 報告第50号 農地法第3条の3の規定による届出について (10) 報告第51号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (11) 報告第52号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (12) 報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和4年第10回本庄市農業委員会総会議事日程

	2 令和4年第10回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和4年第10回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。急に寒くなってまいりました。市役所がまだ暖房に対応しておりませんので、多少寒いことがあるかもしれません。事務局でカイロを用意してもらったので、1つずつお配りしています。もし足りない方がいらっしゃいましたら申し出ていただければと思います。</p> <p>それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日の総会でございますが、農業委員の塩原茂夫委員、田島敏包委員、農地利用最適化推進委員の田島勇扇委員、鈴木幹雄委員より欠席の旨の届出がありましたので、ご報告いたします。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中17名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中22名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例</p>

	<p>により、私から指名させていただきます。本日は、7番福田委員、8番立石委員の両名にお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案8件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第47号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第47号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第47号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをご覧ください。申請件数は、5件となります。その内訳は、売買による所有権移転4件及び贈与による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、はじめに、整理番号5を除いた、整理番号1から整理番号4までについて、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まずは、整理番号1及び整理番号2についてですが、受人が同一でありますので、一括して事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び整理番号2を一括でご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p>

	<p>なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1及び整理番号2について、小賀野委員から報告をお願いいたします。</p>
小賀野委員	<p>19番小賀野より、報告させていただきます。10月18日午後3時頃に山本推進委員と、現地調査及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地につきましては、議案書3ページをご覧ください。関越自動車道の東約200mにあり、整理番号1が西側、整理番号2がその東に接しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>いずれも売買目的による申請です。受人の年齢は59歳、従事者数は家族2人と農繁期には臨時雇用を延べ10名ほど雇用しております。年間350日農業に従事しているとのこと。主な農機具はトラクター5台、田植機1台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であります。申請地には露地野菜を作付けする予定です。</p> <p>受人所有農地及び申請地の耕作状況は、すべての農地で問題なく管理がされており、周辺農地への支障の恐れもなく、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、滝瀬地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、金井委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、金井委員から報告をお願いいたします。</p>
金井委員	<p>3番金井より、整理番号3について報告させていただきます。10月21日午後1時頃、糸原推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-3の地図をご覧ください。立岩寺の北に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は81歳、本人の農業従事日数は200日です。農業従事者数は本人のみですが、市外に住む息子が時折手伝っているとのこと。農機具はトラクター1台、耕うん機1台、動噴1台、管理機</p>

	<p>1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。申請地にはねぎを作付けしたいとのことです。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、金井委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、金井委員から報告をお願いいたします。
金井委員	<p>3番金井より、整理番号4について報告させていただきます。10月20日午後1時半頃、糸原推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-4の地図をご覧ください。観音寺より北東に450mほどの場所に1筆、北西に480mほどの場所にもう1筆が位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は贈与でございます。受人の年齢は64歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と母、子の計3名です。農機具はトラクター2台、トラック1台、軽トラック1台、耕うん機1台、軽ワンボックス1台、田植機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。申請地には春菊を作付けしたいとのことです。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1から整理番号4までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号4までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5ですが、推進委員の宮部豊徳委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用して、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページ及び7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、永尾委員から報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>11番永尾より、整理番号5について報告させていただきます。10月18日12時頃、宮部豊徳推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、まず議案書6ページ3-5-1の地図をご覧ください。生野土地改良区内にあり、小山川水管橋より北に200mほどの場所に位置しております。続いて、7ページ3-5-2の地図をご覧ください。同じく生野土地改良区内にあり、本庄市下町児童公園より東に150mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は56歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と両親、子の計4名でございます。農機具はトラクター4台、籾摺機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号5の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。推進委員の宮部豊徳委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第48号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第48号議案をご説明いたしますので、議案書8ページをご覧ください。</p> <p>第48号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、9ページから14ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、26件です。田13筆及び畑33筆の面積合計7万1,309平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、農業委員の福島公博委員及び坂爪委員、推進委員の宮部豊徳委員及び出牛委員につきましては、利用権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定及び同法令を準用して、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第48号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第48号議案については、原案のとおり決定す</p>

	<p>ることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第48号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。福島公博委員、坂爪委員、宮部豊徳委員及び出牛委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第49号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第49号議案をご説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>第49号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、16ページをご覧ください。今回の申請件数は、3件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田3筆及び畑3筆の面積合計4,347平方メートルでございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、本庄市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第49号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第49号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第49号議案については、原案のとおり決定いたし</p>

	<p>ました。</p> <p>次に、第50号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第50号議案をご説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。</p> <p>第50号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、18ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田1筆、面積は記載のとおりでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、「農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること」、「周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと」、「必要な農作業に常時従事する見込みがあること」などの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、農業委員の坂爪委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第50号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第50号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第50号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。坂爪委員の復席をお願いいたします。</p> <p>（復席）</p>

	次に、第51号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第51号議案をご説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>第51号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、20ページをご覧ください。申請件数は1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷地拡張工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、21ページをご覧ください。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷地拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、小賀野委員から報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番、小賀野が報告させていただきます。10月19日午前9時頃、出牛推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書21ページの地図をご覧ください。申請地は国道462号線大北交差点より西に約120mに位置しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書20ページにお戻りください。申請事由は住宅敷地拡張用地です。現在宅地として使用している部分には、駐車スペースがなく利用に不便をきたしていました。隣接地において親族の住宅建設の機会があったため、同時に解消できると考え今回の申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>

議長	<p>整理番号1についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第52号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第52号議案をご説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。</p> <p>第52号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、23ページをご覧ください。申請件数は、所有権移転5件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号6までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の田4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、24ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、鳥澤委員から報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤が報告させていただきます。10月20日午後2時頃、鈴木幹雄推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書24ページ5-</p>

	<p>1の地図をご覧ください。申請地は田端自治会館から北東へ約130mの場所にあります。</p> <p>恐れ入ります、議案書23ページにお戻りください。申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転でございます。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅4棟を建設する計画となっております。</p> <p>周辺は宅地化が進んでおり、農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>本案件でございますが、さきほど御審議をいただきました、第51号議案の整理番号1に係る申請人の親族による住宅建設の計画でございます。</p> <p>申請地位置図は、25ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、小賀野委員から報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番、小賀野が報告させていただきます。10月19日午前9時頃、出牛推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書25ページの地図をご覧ください。先ほど説明した4条の申請地の東側に位置しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書23ページにお戻りください。申請目的は、自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。貸渡人と借受人の関係は祖母と孫の関係になります。</p> <p>申請人は、現在申請地付近のアパートにて生活していますが、子供の成長につれてアパートが手狭になってきており、自己用住宅の建築が必要になり今回の</p>

	<p>申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、26ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、岡芹委員から報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>整理番号3について、9番岡芹より報告します。10月19日午前9時頃から門倉推進委員と現地確認及び代理人から電話で聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書26ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300mほどの場所で、延命寺から東に50mほど進んだ集落の中に位置しています。</p> <p>恐れ入ります。議案書23ページにお戻りください。申請目的は、業者を介した売買です。申請人は、現在、賃貸住宅に家族3人で住んでいますが、家財道具が増え手狭になってきたこと、現在は金利が低く住宅ローンが組めることや、比較の実家に近いことからこの土地を選定して自己用住宅用地として申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺を北側の道路から状況を検分すると、東側及び南側は現在住宅を建設中です。西側は住宅用地に接しています。この状況を判断すると、近隣の農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4及び整理番号5についてですが、受人、渡人及び申請事由が同一でありますので、一括して審議します。事務局より説明を求めます。

事務局長	<p>整理番号4及び整理番号5を一括でご説明いたしますので、23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町太駄地内の畑2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、木村委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、27ページ及び28ページをご覧ください。5-4及び5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4及び整理番号5について、木村委員から報告をお願いいたします。
木村委員	<p>17番、木村より報告させていただきます。10月22日午後2時頃、櫻井推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書27・28ページ5-4・5-5の地図をご覧ください。</p> <p>5-4の申請地につきましては、主要地方道秩父児玉線、阿久戸公会堂より小山川を挟んで南約70mの所に位置しています。</p> <p>5-5の申請地につきましては太駄公会堂から北東約70mの所に位置しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書23ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は、ともに太陽光発電施設用地です。受人は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大のため、申請地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>周辺は太陽光発電施設が建ち並び、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6をご説明いたしますので、23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町太駄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、木村委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、29ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p>

	<p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について木村委員の報告をお願いいたします。</p>
木村委員	<p>17番、木村より引き続き報告させていただきます。10月22日午後2時半頃、櫻井推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書29ページ5-6の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、太駄公会堂より北約200mの所に位置しています。恐れ入ります、議案書23ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受人は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大のため、加えて電力の送電に必要な電柱が近くにあることから、申請地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号6までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号6について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として埼玉県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第53号議案「農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第53号議案をご説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>第53号議案、農地法5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地の競売に参加するため、提出されました別紙買受適格証明願につきまして、農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格者であるか否かについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>競売物件となっている農地については、申請人が農地法第5条の規定による許可申請を行った場合と同様の基準に基づいて、許可基準を満たしているかを判断いたしまして、許可相当であれば、買受適格を認められる者である旨の意見</p>

	<p>を付し埼玉県へ送付するものとなっております。本件は、さいたま地方裁判所熊谷支部が執行する案件で、入札期間は令和4年11月22日から11月30日まで、開札期日は令和4年12月7日午前10時となっております。</p> <p>また、今後裁判所におきまして最高価買受申出人になった申請人が、今回の証明願と同じ内容で農地法第5条の規定による許可申請を行った場合は、総会での審議を経ずに許可相当として埼玉県へ送付するものとなっております。</p> <p>証明願の内容については、31ページをご覧ください。申請件数は、1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたしますので、31ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田2筆、面積は記載のとおりです。先月の総会におきまして御審議をいただきました第46号議案と同所でございます。申請事由は、古物品置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、32ページをご覧ください。申請人は、海外輸出を主に、中古車、パソコン等の家電及び農機具など古物品の販売業を営んでおりますが、今後予定する事業拡大を踏まえた古物品の保管スペース及び住宅の確保などに関しまして、現在の事業用地ではそれらの条件が整わないことから、新たな事業用地等の確保を検討していたところ、申請地が競売物件となっていることを知り、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。</p> <p>申請地の農地区分でございますが、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請人は買受適格を認められる者であると考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、小賀野委員から報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番、小賀野が報告させていただきます。10月19日午前10時頃、出牛推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書32ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、先月の買受適格証明願の議案と同じ場所となりますが、国道254号線児玉教育会館（北）交差点より西へ約50mに位置しております。恐れ入ります、議案書31ページにお戻りください。申請目的は古物品置場となっております。宅地との一体利用を計画しています。</p> <p>申請人は、現在、埼玉県富士見市で中古車、中古家電、中古農機具を海外に向</p>

	<p>け輸出しており、事業の拡大を計画しているため、現在の借りている土地では手狭になってきたことから今回の申請に至りました。</p> <p>なお、現在、富士見市で営業している店舗は申請地が落札した後に閉鎖し、本庄市に事業拠点を移す予定です。</p> <p>これらの事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまますので、本申請人は買受適格の資格を有していると考えます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの整理番号1の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、買受適格証明願については買受適格を認められる者として埼玉県知事に意見を送付いたします。次に、第54号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第54号議案をご説明いたしますので、議案書33ページをご覧ください。</p> <p>第54号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更についてを、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区等の関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」の1ページをご覧ください。農用地区域からの除外3件となっています。</p> <p>農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従って、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっており、除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。</p> <p>今回の事案番号1から事案番号3までの農用地区域からの除外については、除外が可能である目的の分家住宅及び農家住宅の申出となっています。</p>

引き続き、申出内容の詳細をご説明いたします。まず、事案番号1をご説明いたしますので、3ページをご覧ください。こちらが、「農用地利用計画の変更に係る申出書」となります。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。4ページ及び5ページをご覧ください。こちらは、「変更後の使用目的に係る資料」でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「本庄北部土地改良区」及び「上里幹線土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」及び「都市計画法第29条の許可」となっております。6ページが位置図、7ページが付近案内図、8ページが農用地区域図で、少し色が濃くなっているところが、農用地区域で青地の農地となります。9ページが公図の写しとなります。

当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、10ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。こちらが、「農用地利用計画の変更に係る申出書」となります。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。13ページ及び14ページをご覧ください。こちらは、「変更後の使用目的に係る資料」でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「本庄北部土地改良区」及び「上里幹線土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」及び「都市計画法第29条の許可」となっております。15ページが位置図、16ページが付近案内図、17ページが農用地区域図で、少し色が濃くなっているところが、農用地区域で青地の農地となります。18ページが公図の写しとなります。

当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、19ページが事業計画図となります。

次に、事案番号3をご説明いたしますので、21ページをご覧ください。こちらが、「農用地利用計画の変更に係る申出書」となります。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。変更目的は、農家住宅の建設です。22ページをご覧ください。こちらは、「変更後の使用目的に係る資料」でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「児玉土地改良区（南部）」及び「九郷阿保領用水土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第

	<p>4条の許可」となっております。23ページが農家証明書、24ページが位置図、25ページが付近案内図、26ページが農用地区域図で、少し色が濃くなっているところが、農用地区域で青地の農地となります。27ページが公図の写しとなります。</p> <p>当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、28ページが事業計画図となります。以上でございます。</p>
議長	<p>第54号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>事案番号3の計画事由にある農家住宅と分家住宅との違いは何でしょうか。</p>
事務局 (農政課)	<p>事案番号3につきましては、別冊23ページにありますように申請者の農家証明書が提出されており、今後農業に従事するという事で農家住宅としての計画事由になっております。対して、例えば農家の子供が申請者の場合、農業に従事していなくても要件を満たしていれば家を建てられることになり、この場合、計画事由を分家住宅としております。</p>
議長	<p>その他、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第54号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第54号議案については、原案のとおり変更することに「同意」で、本庄市長に回答いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第50号から報告第53号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第50号をご説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。</p> <p>報告第50号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、35ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第51号をご説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第51号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処</p>

	<p>分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、37ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第52号をご説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。</p> <p>報告第52号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、39ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第53号をご説明いたしますので、議案書40ページをご覧ください。</p> <p>報告第53号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、41ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、2件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第10回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和4年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和4年10月25日(火)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時5分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	欠席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席	○		荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席	○		門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	欠席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	欠席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人